

## 資格認定細則

第1条 メンタルケア学会（以下、「当学会」という）会則第4条5項の規定による資格認定および手続きは本細則の定めるところによる。

第2条 当学会が認定する資格は以下のとおりとする。

1. メンタルケアカウンセラー®
2. メンタルケア心理士®
3. 准メンタルケア心理専門士™
4. メンタルケア心理専門士®
5. ペットロス・ハートケアカウンセラー™
6. アニマル・ペットロス療法士™

第3条 認定を申請するための条件は第1項から第6項のいずれかを満たすこととする。

1. メンタルケアカウンセラー認定申請条件
  - (1) 当学会賛助会員として教育指定された講座において、当学会が規定するカリキュラムを受講し、そのカリキュラムを当学会が定める一定基準の知識技術に達しているとの評価により修了した者
2. メンタルケア心理士認定申請条件
  - (1) 当学会が実施する実務能力認定試験に合格した者
  - (2) メンタルケア心理士実務能力認定試験の受験には以下の通り受験資格を設ける。
    - ・当学会指定教育機関においてメンタルケア心理士講座の受講修了をした者
    - ・認定心理士の資格を保有している者
    - ・産業カウンセラーの資格を保有している者
    - ・文部科学省の定める4年制大学心理学部、学科または心理隣接学部、学科卒業者
3. 准メンタルケア心理専門士、メンタルケア心理専門士認定申請条件
  - (1) 当学会が実施する実務能力認定試験に合格した者
  - (2) 准メンタルケア心理専門士、メンタルケア心理専門士実務能力認定試験の受験には以下の通り受験資格を設ける。
    - ・メンタルケア心理士資格認定者
    - ・臨床心理士資格を保有している者
    - ・心理隣接研究・専攻科修士

#### 4. メンタルケア心理専門士認定申請条件2

- (1) 准メンタルケア心理専門士資格認定を受けた者で当学会が定める規定に基づくポイントを1年間で10ポイントを取得し、規定の手続きにより認定申請を行った者

#### 5. ペットロス・ハートケアカウンセラー認定申請条件

- (1) 当学会が実施する実務能力認定試験に合格した者
- (2) ペットロス・ハートケアカウンセラー実務能力認定試験の受験には等級により以下の通り受験資格を設ける。

##### 2・3級

- ・当学会指定教育機関においてペットロス・ハートケアカウンセラー講座の受講修了をした者

#### 6. アニマル・ペットロス療法士認定申請条件

- (1) 当学会が実施する実務能力認定試験に合格した者
- (2) アニマル・ペットロス療法士実務能力認定試験の受験には以下の通り受験資格を設ける。
  - ・ペットロス・ハートケアカウンセラー2級資格認定者
  - ・当学会指定教育機関においてアニマル・ペットロス療法士講座の受講修了をした者

### 第4条 資格認定審査は次の通りとする。

#### 1. メンタルケアカウンセラー資格認定審査

当学会賛助会員として教育指定された講座において、当学会が規定するカリキュラムにおいて一定基準の知識技術に達しているとの評価により修了した者

- (1) 審査料は認定料および認定証書と合わせて3,100円(税込)とする。

#### 2. メンタルケア心理士資格認定審査

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。
  - ・学科(筆記試験(多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等))20問
  - ・文章作成(出題範囲の事柄についての記述問題(総文字数800字程度))
- (2) 1. 実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科、文章作成共に判定をし、合格基準に達している者  
2-1. 学科または文章作成免除基準  
受験回の最低合格得点の学科および文章作成の合計得点を上回り、且つ学科または文章作成のいずれかが不合格である場合。

## 2-2. 免除有効期限

2-1に該当する学科または文章作成の免除該当者は、免除対象となった受験回の次回に限り、その免除を有効とする。以降については、免除を取り消しとする。

## 2-3. 免除該当受験回受験料

審査料は4,000円とする。なお、認定料および認定証書一式に変更はないものとする。

- (3) 在宅試験：受験願書記載の住所で行う。
- (4) 審査料は7,700円、認定料および認定証書一式は3,600円(税込)とする。

## 3. 准メンタルケア心理専門士資格認定審査

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。
  - ・学科(筆記試験(多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等)) 25問
- (2) 実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科の判定をし合格基準に達している者
- (3) 在宅試験：受験願書記載の住所で行う。
- (4) 審査料は7,700円、認定料および認定証書一式は3,100円(税込)とする。

## 4. メンタルケア心理専門士資格認定審査

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。
  - ・学科(筆記試験(多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等)) 50問
  - ・課題レポート
  - ・実技(口述試験(1人:15分~30分間程度))
- (2) 合格基準
  - ・学科:7割正答
  - ・課題レポート:A~Eランク評価(A・B・Cを「優」「良」「可」の合格とし、レポート提出条件は満たしているが、課題に対する内容が合格基準に満たない場合、D「不可」不合格とし、レポート提出条件は満たしておらず、また課題に対する内容が合格基準に満たない場合、E「不可」不合格とする。)
  - ・実技:A~Eランク評価(A・B・Cを「優」「良」「可」の合格とし、D・Eを「不可」不合格とする。)
- (3) 准メンタルケア心理専門士資格認定者の合格基準  
准メンタルケア心理専門士合格によりメンタルケア心理専門士学科試験の一部免除とする。一部免除の条件を満たすには、正会員としての資格を有していることとする。一部免除による受験の場合の出題は学科40問とし、免除対象問題は得点として加算し、その他は前項と変わらないものとする。

- (4) 准メンタルケア心理専門士資格認定者の学会認定ポイント細則による合格基準  
学会認定ポイント細則に基づき認定を行う。
- (5) 会場試験：東京・大阪その他の当学会が指定する会場で行う。ただし、前項は学会  
認定ポイント細則に基づく。
- (6) 審査料は10,800円、認定料および認定証書一式は3,600円（税込）とす  
る。

#### 5. ペットロス・ハートケアカウンセラー資格認定審査

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。
  - 2級
    - ・学科（筆記試験（多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等））20問
    - ・課題レポート（総文字数1200字程度）
  - 3級
    - ・学科（筆記試験（多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等））20問
    - ・文章作成（出題範囲の事柄についての記述問題（総文字数400字程度））
- (2) 2級
  - ・学科：実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科を  
判定をし、合格基準に達している者
  - ・課題レポート：A～Eランク評価（A・B・Cを「優」「良」「可」の合格とし、  
レポート提出条件は満たしているが、課題に対する内容が合格基準に満たない場  
合、D「不可」不合格とし、レポート提出条件は満たしておらず、また課題に対す  
る内容が合格基準に満たない場合、E「不可」不合格とする。）
- 3級
  - ・実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科、文章作  
成共に判定をし、合格基準に達している者
- (3) 在宅試験：受験願書記載の住所で行う。
- (4) 審査料は2級8,700円、3級7,700円、認定料および認定証書一式は  
2,100円（税込）とする。

#### 6. アニマル・ペットロス療法士資格認定審査

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。
  - ・学科（筆記試験（多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等））20問
  - ・課題レポート（総文字数3000字程度）
- (2) ・実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科を判定  
をし、合格基準に達している者
  - ・課題レポート：A～Eランク評価（A・B・Cを「優」「良」「可」の合格とし、

レポート提出条件は満たしているが、課題に対する内容が合格基準に満たない場合、D「不可」不合格とし、レポート提出条件は満たしておらず、また課題に対する内容が合格基準に満たない場合、E「不可」不合格とする。）

- (3) 在宅試験：受験願書記載の住所で行う。
- (4) 審査料は9,700円、認定料および認定証書一式は3,600円(税込)とする。

第5条 資格認定の手続きは次に定めるところによる。

1. 当学会「資格認定細則」に基づく資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を当学会業務センターに提出しなければならない。
2. 審査の方法や手続きは、資格認定委員会の定める申し合わせによるものとする。
3. 資格審査に合格し希望する会員種別の資格を有し、かつ所定の費用を納付し当学会の会員として登録を希望する者は、当学会の会員として登録される。なお、登録の期日は、登録完了の通知に記載される期日より会員種別による期間とする。

第6条 本細則の改廃は、当学会理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本細則は2012年1月4日より施行する。
2. 本細則に下記を追記・修正する。なお、施行は附則1に準ずる。
  - 第4条2項1号、2号、3号
  - 第4条3項1号、3号
  - 第4条4項1号、2号、3号、4号、5号
  - 第4条5項
  - 第4条6項
3. 3-1「4. メンタルケア心理専門士資格認定審査 2-1. 学科免除基準、2-2. 免除有効期限、2-3. 免除該当受験回受験料」について廃止する。
  - 3-2「4-(5) 会場試験」改定
  - 附則3に関する改定は平成27年4月1日より施行する。
4. 「第4条 4-(3) 准メンタルケア心理専門士資格認定者の合格基準」を改定する。
  - 附則4に関する改定は平成29年4月1日より施行する。